## 『自由金利型定期預金規定』

(大口定期)

### 1. (預金の支払時期)

この預金は、通帳(または証書表面)記載の満期日以後に支払 います。

### 2. (利息)

(1)この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数(以下 「約定日数」という。)および通帳(または証書表面)記載の利 率(以下「約定利率」という。)によって計算し、満期日以後に この預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当 日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によ ります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入 日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回 の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳 (または証書表面)記載の中間利払利率によって計算した中間利 払額(以下「中間払利息」という。)を、利息の一部として、各中 間利払日以後にあらかじめ指定された方法により次のとおり支 払います。
- A. 現金で受取る場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章 により記名押印してこの通帳(または証書)とともに提出してく ださい。
- B. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金
- ② 中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合 計額)を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに 支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書 替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日にお ける普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払い
- (3)この預金を3(1)により満期日前に解約する場合および預金 共通規定11(3)により解約する場合には、その利息は、預入 日から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」という。)お よび次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。 ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額 (中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額) との差 額を清算します。
- ① 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、 次のA、BおよびC(BおよびCの算式により計算した利率の小 数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した 利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、最も低い利 率。
- A. 解約日のおける普通預金の利率
- B. 約定利率-約定利率×30%

### (基準利率一約定利率) × (約定日数一預入日数) C. 約定利率一

# 預入日数

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳(または 証書表面)記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預 入の際に適用される利率を基準として算出した当組合所定の利率 をいいます。

- ② 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のA およびBの算式により計算した利率(小数点第4位以下は切捨て ます。ただし、Bの算式により計算した利率がO%を下回るとき は0%とします。) のうち、いずれか低い利率。
- A. 約定利率-約定利率×30%
- (基準利率一約定利率) × (約定日数一預入日数) B. 約定利率-

### 預入日数

(4)この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で 計算します。

## 3. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を 除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書換継続するときは、当組合 所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこ の通帳(または証書の受取欄に届出の印章により記名 押印して) 当店に提出してください。

IN F 2025年5月19日現在